退職に関する合意書

（甲）　　　　　　　　　　（以下「甲」という）と（乙）　　　　　　　　　　（以下「乙」という）とは、甲乙間の雇用契約の解約に関して、以下の通り合意する。

1 甲と乙は、当事者間の雇用契約を令和　　年　　月　　日限り、合意解約する。

2 甲は、乙に対して、給与と解雇手当としての合計額の支払義務があることを認めて、これを令和　　年　　月　　日限り、乙の指定する下記の預金口座に振込送金する方法で支払う。

記

 給与￥　　　　　　 解雇手当￥　　　　　　 　合計￥

 銀行名　　　　　　 支店名　　　　　　 預金の種類

 口座番号　　　　　　 名義人

3 乙は、第1条の退職日までの期間のうち、下記の期間出勤すれば、第2条の預金口座に振込送金する方法で支払う。また、その余の日については出勤しなくてもよいものとする。

記

 期間　令和　　年　　月　　日から 令和　　年　　月　　日まで

 給与￥

4 甲と乙は、本件ならびに本解雇に関する合意書の成立および内容を第三者に開示しないものとし、今後相互に誹謗中傷しないものとする。また、甲は、今後乙の不利益となる情報を開示せず、第三者から乙の退職原因を問われた場合には、円満退職したことのみを告げるものとする。

5 甲と乙は、本和解合意書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本覚書の証として本書を2通作成し、記名押印して各々1通を保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

 （甲） 住所

 社名

 代表

 （乙） 氏名